

事業の概要及び留意事項

	地域農業構造転換支援事業
事業内容	<p>地域の中核となって農地を引受ける担い手の経営改善に必要な農業用機械・施設の導入及び農業用機械のリース導入を支援します。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター、田植機、コンバインなどの農業用機械の取得 ・乾燥調製施設、集出荷施設、農畜産物加工施設などの施設の取得(耐用年数が20年以下のものに限る。) ・ビニールハウスの整備
事業年度	令和8年度
助成対象者	目標地図に位置付けられた者のうち認定農業者、認定新規就農者等(目標地図に位置付けられることが見込まれる者を含む。)
補助率	<p>購入:10分の3以内 リース導入:定額(導入する農業用機械の取得相当額の7分の3以内)</p> <p><計算方法></p> <p>○購入 ※次の①又は②により算定した金額のうち、いずれか低い額が助成金額となります。</p> <p>①=事業費×3/10 ②=事業費-地方公共団体等による助成額</p> <p>○リース導入 リース物件購入価格(税抜き)×3/7</p> <p><上限額> 法人3,000万円、個人1,500万円</p>
融資機関	<p><u>必須でない</u></p> <p>※自己負担額について融資を受けることは可能です。ただし、青年等就農資金など、当補助金と併用できない融資もあります。事前に金融機関に御確認ください。</p>
留意事項	<p>◆要望にあたっては、特に以下の点を確認願います。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 成果目標の達成は確実か。 ② 事業費が整備内容ごとに50万円以上であるか。例えば、トラクターとアタッチメントを導入する場合は、それぞれが50万円以上である必要があります。(注:入札減等により、結果的に50万円未満となった場合は補助対象外。) ③ 耐用年数が概ね20年以下であるか。耐用年数20年超の建物は対象外。 ④ 運搬用トラック、倉庫、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー等農業経営の用途以外の用途に供されるような汎用性の高いものではないこと。 ⑤ <u>機器等の単純更新ではないこと。例えば、現有の60PSTトラクターの代替として、事業で60PSTトラクターを導入することはできません。また、経営の発展・拡大に真に必要な規格の機器等を選定する必要があります。(過剰投資は認められません。)</u> ⑥ 園芸施設共済、農機具共済等の加入等、気象災害等による被災に備えた措置がされること。(耐用年数の期間、通年で加入等する必要があります。) <p>◆市から県に補助金申請をし、交付決定を受けるのが4月下旬以降になる見込みのため、事業に着手できるのはそれ以降になります。</p> <p>◆国や県との手続きに時間を要し、機器等の導入が希望する時期より遅くなる場合がありますので、御留意ください。</p>

(裏面に続く)

成果 目標	事業承認の翌々年度に達成すべき目標を設定し、取り組んでいただきます。(今回は令和10年度が目標年度) ※目標を達成できない場合は、補助金の返還を求められる場合があります。	
	【成果目標】 3つのうち1つを選択すること。	
	①経営面積の3割以上 又は4ha以上の拡大	利用権の設定等、又は農作業の受託をして、現状より3割以上又は4ha以上の経営面積の拡大を行う。
	②付加価値額の1割以上の拡大	付加価値額(収入総額－費用総額＋人件費)の1割以上の拡大を行う。
③労働生産性の3%以上の向上	労働生産性(付加価値額÷総労働時間または付加価値額÷労働人数)の3%以上の向上に取り組む。	